



全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総 北 海



埼玉県の盆栽

〔主要目次〕

平成31年度 税制及び執行に関する要望書 … 2～5	間税会組織の現状……………12～13
平成29年度 租税滞納状況……………6～7	平成30年度「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告……………14～15
局連だより（関東信越間連）……………7～9	常任理事会の開催……………16
広報だより（仙台局間連）……………9	全間連の主な動き……………16
間税会だより……………10～12	

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

① 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理 由）

国の平成30年度一般会計当初予算は、人づくり革命や生産性革命による経済再生と財政健全化を両立する予算として、総額で約97.7兆円にのぼる過去最高の規模になった。

その内容を見ると、租税及び印紙収入が前年度（約57.7兆円）に比べ約1.4兆円増加し約59.1兆円と見込まれている。

その一方、公債発行額は前年度（約34.4兆円）に比べ約0.7兆円減少し約33.7兆円（国債依存度は34.5%）と見込まれているものの、平成30年度末の公債残高見込額は約883兆円となり、国民一人当たり約700万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成30年度も持続可能な社会保障制度を構築する観点から、その伸びは抑制されたものの、前年度に比べ約0.5兆円増加し約33.0兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

さらに、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリー・バランス、すなわち租税収入などの歳入（公債金を除く。）によって賄えない経費の額（国債費を除く。）」は、前年度（約10.8兆円）に比べて多少は改善したものの、約10.4兆円もの規模になっており、財政の健全化が強く求められている。

このような状況を踏まえ、「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、来年10月からは税率の10%への再引上げと、軽減税率制度の導入が予定されている。

そして、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今次の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、来年10月からの消費税率10%への再引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せて講ずることが必要である。

- (1) 今次の消費税率の引上げが国民各層に負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な

問題があることから、消費税率の引上げに伴う低所得者の負担緩和措置については、軽減税率制度の導入に代えて、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。

- (4) 軽減税率制度を実施する場合には、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、減収額に見合う安定的な恒久財源を確保すること。

また、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずること。

- (5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

② 消費税に関する事項

（1）消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

（理 由）

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

（2）単一税率の維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度には様々な問題があることから、消費税の税率は、単一税率を維持すべきである。

（理 由）

来年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率制度を導入することとしているが、消費税は消費に比例的負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率を維持すべきである。

イ 軽減税率導入による複数税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

（補 足）

平成28年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）による改正消費税法では、飲食料品に加え新聞も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判が出現しているところである。

ロ 飲食料品に対する軽減税率制度が低所得者対策として導入される措置であっても、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。

また、減収額が膨らむため、新たに確保しなければ

ならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

- ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格設定し、区分経理する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながる。

(3) 消費税率引上げの際の低所得者の負担緩和措置

〔要 旨〕

消費税率10%への再引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、様々な問題がある軽減税率制度の導入ではなく、所得税等における給付付き税額控除制度（還付制度）又はこれまで実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

（理 由）

消費税率引上げの際に問題となる低所得者に対する負担緩和措置については、一般的に「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」があるが、軽減税率制度には、上述(2-(2))したように様々な問題があることから、諸外国に例のあるような所得税等における給付付き税額控除制度（還付制度）又はこれまで実施された「簡素な給付措置の拡充」で対処すべきである。

* 平成30年3月末をもって支給を終了した「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」の内容

平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」の支給が行われた。平成29年度に実施された「臨時福祉給付金（経済対策分）」では、来年9月までの2年半分を一括して措置し、一人当たり15,000円の支給が行われた。

(4) 軽減税率の対象範囲の見直し

〔要 旨〕

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外することについて検討すべきである。

（理 由）

来年10月の消費税率10%への再引上げに併せて、低所得者に配慮する観点から、「飲食品」と「新聞」を対象とする軽減税率制度を導入することとしているが、「新聞」を軽減税率の対象として残す場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外し、軽減税率の対象範囲を限定することについて検討すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象とする場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(5) 軽減税率制度の導入に伴う安定的な恒久財源の確保

〔要 旨〕

軽減税率制度を実施する場合の減収額については、「社

会保障と税の一体改革」の原点に立って、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

（理 由）

今次の消費税率の引上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることを踏まえると、軽減税率の導入により社会保障財源の確保や財政健全化が損なわれることがあってはならないことから、軽減税率による減収分は、国民の目に見える形で早期に十分な議論を行い、安定的な恒久財源を確保すべきである。

(6) 軽減税率制度の円滑な導入等に向けた慎重な検討

〔要 旨〕

軽減税率制度の実施に当たっては、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

（理 由）

軽減税率制度の実施に当たっては、適用税率に応じた区分経理やシステム改修が必要となるなど、事業者の事務負担が増加することから、その準備状況等を十分に検証し必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(7) 仕入税額控除

〔要 旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

（理 由）

2023年10月1日から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であることから、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、「適格請求書等保存方式」ではなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(8) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

（理 由）

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分（卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業）ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で複数税率が導入される場合には、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種について、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(9) 任意の中間申告

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回のみではなく、四半期又は毎月納付ができる制度に改組することが適当である。

(10) 中間申告制度の見直し

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年1回

②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年3回

③年税額が4,800万円を超える場合 年11回

(注) 地方消費税額を除く。

(11) 総額表示義務の特例措置の廃止

〔要 旨〕

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は2021年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

(理 由)

現行の特例措置は、消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、2021年3月31日までの間の特例として導入されたものである。

したがって、現行の特例措置については、消費税率が10%に引き上げられ、2021年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する税込価格を表示する総額表示義務に戻すべきである。

* 現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置の内容
表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときは、税込価格を表示することを要しない。

* 消費税率が5%まで適用されていた消費税法第63条(価格の表示)の規定

不特定かつ多数の者(消費者)に課税資産の譲渡等を行う場合において価格を表示するときは、消費税額を含めた価格を表示しなければならない。

(12) 輸出品販売場における免税制度の周知・啓発と適正化・簡素化

〔要 旨〕

平成30年度の税制改正において、2020年4月1日から書面による手続を撤廃し、制度の電子化が導入されることとなったことは望ましいと評価している。

ついては、新たに創設される電子化制度について、周知・啓発に努めるとともに、制度の更なる適正化と簡素化を行うべきである。

(理 由)

(1) 免税制度の認知度向上に向けた告知・啓発活動を強化する。

新たに創設される電子化制度を含め、免税制度の内容を訪日外国人旅行者に向けて分かり易く啓発し、広く国

内外に告知するとともに、免税店に対しても制度の認知向上と正しい税務手続について周知・徹底すべきである。

(2) 制度利用者の判定基準を明確にする。

制度利用者の判定は、旅行者のパスポート等に証印された入国情報から「外国為替及び外国貿易法」に従って判断がなされるが、その判断が非常に難しい。特に、日本の永住権を取得した外国人で海外に居住している者、アメリカ合衆国軍隊関係者、航空会社乗務員、海外駐在の日本人においては入国方法や入国審査が通常の旅行者とは異なることもあり、免税店での判断をより難しいものになっていることから、非居住者の判定基準を明確にすべきである。

(3) 免税店許可の更新制を導入する。

免税店許可に有効期限(3～5年)を設けるとともに、更新に当たっては一定の講習を義務付けることについて検討すべきである。

(4) 免税店申請手続の簡素化を図る。

免税店の許可申請を簡素化することを目的に、申請単位(現行は店舗単位)の簡素化(法人単位での免税店許可、定期的な対象店舗数の申告義務の付与)について検討すべきである。

③ 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要 旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

〔要 旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

・ 石油ガス税の廃止

自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・ 自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要 旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

④ 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、来年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、相談窓口などを充実させるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、来年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、適用税率や区分経理などに関する相談が増加することから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要 旨〕

来年10月1日からの軽減税率制度の実施を控え、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、軽減税率制度に関する広報・周知や、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。したがって、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例等に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広 報

〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

(理 由)

消費税について、制度の内容を広く周知することもちろん必要であるが、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途(年金、医療、介護、少子化対策)等について、さらに周知を図るべきである。

全国間税会総連合会も、世界の消費税(付加価値税)の実施国や消費税の使途等を示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き

その広報に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配布したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組については、関係省庁と民間団体等との一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(6) e-Tax

〔要 旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

(理 由)

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

⑤ マイナンバー制度

〔要 旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

(理 由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

全間連では書籍 「軽減税率制度のポイント解説」を発刊

全間連では、軽減税率制度の周知活動の一環として、「軽減税率制度のポイント解説」という書籍を6月中旬に発刊。

書籍の概要

- B5判で約80頁。
- 間税会会員には、販売価格（税込1,000円）の2割引の800円（税込）で販売。
- 本書は、軽減税率の対象範囲について具体例を記載するとともに、来年10月から適用される「区分記載請求書等保存方式」における消費税の税額計算の方法等について「ポイント形式」で整理。

申込み方法

購入を希望される方は、全間連の事務局までご連絡ください。

〒105-0003

東京都港区西新橋3-26-6 白川ビル3階

全国間税会総連合会

☎ 03-3437-0201 FAX 03-3437-0301



平成29年度

租税滞納状況

消費税の滞納残高 18年連続で減少

全間連は、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」を推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成29年度の租税滞納状況が、去る8月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成29年度の消費税の新規発生滞納額は3,633億円で、前年度の3,758億円に対し96.7%と3.3ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成29年度末で、3,028億円となり、前年度末対比97.7%と、2.3ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、18年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成29年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成29年度租税滞納状況について（全税目）

- | | |
|---|--|
| 1 | 新規発生滞納額…6,155億円（前年度比1.1%減少） |
| 2 | 整理済額……………6,595億円（前年度比6.1%減少） |
| 3 | 滞納整理中のものの額
……………8,531億円（前年度比4.9%減少） |

1 新規発生滞納額の状況

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成29年度における新規発生滞納額は、6,155億円となりました。

（平成28年度（6,221億円）より66億円（1.1%）減少）

新規発生滞納額は、過去最も多かった平成4年度（1兆8,903億円）の32.6%と、引き続き低水準となっています。

2 滞納発生割合の状況

滞納発生割合（新規発生滞納額（6,155億円）/徴収決定済額（60兆8,203億円））は、1.0%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、14年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

滞納については、集中電話催告センター室において、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に電話催告等を行い、効果的・効率的な滞納整理を行うほか、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納を含む滞納事案を確実に

処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めました。

この結果、平成29年度の整理済額は、6,595億円となりました。

(平成28年度(7,024億円)より429億円(6.1%)減少)
整理済額(6,595億円)は、新規発生滞納額(6,155億円)を440億円上回りました。

全税目の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
25	5,477	92.3	6,765	98.7	11,414	89.9
26	5,914	108.0	6,681	98.8	10,646	93.3
27	6,871	116.2	7,744	115.9	9,774	91.8
28	6,221	90.5	7,024	90.7	8,971	91.8
29	6,155	98.9	6,595	93.9	8,531	95.1

4 滞納整理中のものの額（滞納残高）の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成29年度末における滞納整理中のものの額は、8,531億円となりました。

(平成28年度(8,971億円)より440億円(4.9%)減少)
滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、19年連続で減少し、ピーク時(平成10年度、2兆8,149億円)の30.3%になりました。

消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
25	2,814	88.5	3,210	94.7	3,564	90.0
26	3,294	117.1	3,380	105.3	3,477	97.6
27	4,396	133.4	4,533	134.1	3,340	96.0
28	3,758	85.5	3,997	88.2	3,100	92.8
29	3,633	96.7	3,706	92.7	3,028	97.7

局連だより

関東信越間連の巻



関東信越間税会連合会
会長

小暮 進勇

関東信越間税会連合会は、埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟の6県間連及びその傘下の63間税会で構成されている。地理的には、埼玉県の太平洋側から新潟県の日本海側と広範囲に及び、全県間連の役員が集合するには不便な状況もあるが、各県間連とも緊密な連絡調整や情報交換を行いながら活動している。

その結果、会員数は7年連続して増加し、平成29年度の「税の標語」の募集活動には全間税会が参加した。また、消費税アンケート調査についても高回答率が続いている。

1 組織状況

(1) 会員数

イ 当連合会の平成30年4月1日現在の会員数は

21,889名で、7年連続の増加となった。

会員数の推移表

区分	30年	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年
会員数	21,176	20,889	19,842	19,667	19,247	18,449	18,227	18,189
前年度対比	287	1,047	175	420	798	222	38	—

ロ これを過去に遡ってみると、平成22年度予算において事務局報酬の大幅な減額等により資金を捻出し、県間連会費の減額及び事業資金に充てることとして財政を整備することにより、会活動の活性化を図ったことに始まっている。

活性化のための具体的な施策としては、

- (イ) 活性化等推進費の支給制度の創設
- (ロ) 「税の標語」推進費の支給制度の創設
- (ハ) 各県間連別モデル会制度の創設
- (ニ) コーディネータ会議の創設

始めよう! 月々2,900円
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ
HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575

である。

ハ 活性化等推進費(報奨金)の支給基準は、 純増加数

30名～ 50名未満の間税会	10,000円
50名～ 100名未満の間税会	20,000円
100名以上の間税会	30,000円

であり、「税の標語」推進費(報奨金)は、応募点数500点以上の間税会に対して、一律10,000円を支給することとした。

ニ 全間連のモデル会とは別に、当連合会の各県間連別モデル会制度を設けたが、当連合会のモデル会は、各県間連別に「税の標語、クリアファイル活性化モデル会」及び「会員組織活性化モデル会」の二種類とし、達成すべき目標を明らかにして活性化を図るようにしている。

なお、各県間連別のモデル会の一つが、全間連のモデル会を兼ねるように運営している。

ホ コーディネータ会議は、会長、各専門委員長、青年部長、女性部長及び専務理事で構成されている。会活動の企画や調整を行うとともに、組織内コミュニケーションを図ることにより会活動の推進力となることを期待している。

ヘ また、各種会議においては、必ず組織増強関係を議題として取り上げ、実績の発表・検討を行い、増強活動の参考としてきた。

ト さらに、表彰制度も活性化に寄与している。

組織増強に係る表彰基準は次のとおりである。

- (イ) 加入勧奨により会員数30件以上を確保した者
- (ロ) 組織率が5%を超えた団体
- (ハ) 会員数が500名を超えた団体

チ 組織増強月間を年2回(10月、2月)設けている。

(2) 青年部・女性部の結成状況

「青年部及び女性部の育成と活動の強化」は当連合会の重点施策であるが、その組織化は低調である。今後とも、青年部及び女性部の組織化、育成及び活動の強化を図っていきたいと考えている。

また、当連合会の地理的特徴等から、局間連単位での活動は難しいが、両部会とも年1回の研修会等は実施している。

部会の組織状況表

区 分	間税会数	部員数
青年部	13	506
女性部	26	1,358
計	39	1,864

2 会務の運営等

(1) 会議等の開催状況は次のとおりである。

会議開催状況表

区 分	開催回数	区 分	開催回数
正副会長会議	3	広報委員会	1
事務局長会議	2	税制委員会	1
コーディネータ会議	3	青年部会	1
組織委員会	1	女性部会	1
事業委員会	1	モデル会	1

(注)以上のほか、事業委員会は、年1～2回の研修会を開催している。
また、青年部及び女性部はそれぞれ年1回の研修会を開催している。

(2) 当連合会の地理的状況等から、各種会議の開催回数は圧縮しているため、上記会議の運営は次のように行っている。

イ まず、コーディネータ会議において会務全般の基本的事項について企画、審議及び調整を行う。これに基づいて正副会長会議等に臨む。

ロ 正副会長会議は年3回実施されるが、開催の都度、その構成メンバーは異なっている。

(イ) 1回目は、正副会長及びコーディネータ会議メンバーを構成員として開催

(ロ) 2回目は、正副会長会議及び事務局長会議の合同会議として開催

(ハ) 3回目は、正副会長会議、専門委員会、各部会議及びモデル会の合同会議として開催(コーディネータ会議メンバーも出席していることになる。)

(3) 平成27年度に当連合会並びに傘下6県間連及び全63間税会のホームページを整備した。

会員への情報伝達や、対外的には、間税会のPR及び税情報の発信を期待して整備したものであるが、要員及び資金不足により活用しきれていない面がある。ホームページを十分に活用し、間税会の発展につなげていきたいと考えている。

3 主な活動状況

(1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成配布

当連合会が購入したクリアファイルの枚数は次のとおりである。

クリアファイルは、街頭広報、「税の標語」参加中学校等への配布、租税教育等に広く活用されている。間税会を、PRするためにも、今後とも作成枚数の拡大を図っていくこととしている。

クリアファイルの作成申込数の推移表

区 分	29年度	28年度	27年度
申込数	169,640	154,660	103,670
前年対比	14,980	50,990	△8,515

(2) 「税の標語」の募集

「税の標語」の応募点数は、次のとおりである。

「税の標語」は租税教育の視点からも重要な施策である。「1点でもよい。まずは募集を。」とのキャッチフレーズの下、各間税会に呼びかけを行った結果、平成29年度は全間税会が募集活動に参加した。

今後は、内容の充実に努めていきたいと考えている。

「税の標語」応募点数の推移表

区 分	29年度	28年度	27年度
応募件数	60,277	40,219	26,542
前年対比	20,058	13,677	207
応募間税会数	63	30	25

(3) 消費税アンケート調査

アンケート調査の回収率は、次のとおりである。

アンケート調査は、会員の税制や執行に関する要望等を全間連等に伝える重要な施策である。「アンケート調査用紙はコピーをして、100%以上の回収を」と呼びかけている。

消費税アンケート調査回収率の推移表

区 分	30年度	29年度	28年度
回収率	103%	105%	103%

局側 国税局長、課税第二部長、課税第二部次長、消費税課長

会側 正副会長、各県間連事務局長

(4) 国税局幹部との協議会

毎年、次のメンバーによる協議会を開催し、当連合会及び各県間連の組織、活動状況及び課題等について説明し、会活動への理解を得ている。

(5) 国税局長新春特別講演会

毎年、納税貯蓄組合との共催により、国税局長新春特別講演会を開催している。

広報だより

仙台局間連広報委員長 辻 新一

☆☆☆「後世に伝えたい想い」☆☆☆

【はじめに】

本年5月長野県北部地震、6月大阪北部地震を始め、平成28年4月熊本地震その他豪雨被害等被災された間税会会員の皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

【塩釜間税会】

私が所属している塩釜間税会は、塩釜税務署管内2市3町を対象エリアとし、その中でも漁業が盛んな塩釜市、工業地域エリアとW杯仙台大会の会場を有する多賀城市と、風光明媚な日本三景「松島」を有する松島町がよく知られております。



【後世に伝えたい想い】

私事ながら、昭和53年6月宮城県沖地震、平成20年6月岩手・宮城内陸地震そして平成23年3月東日本大震災と、大きな地震を経験しております。

また、昭和36年5月チリ地震津波を中学生の時に、そして今回の東日本大震災での巨大津波と、大津波も経験いたしました。

チリ地震津波は、地震発生2日後の朝7時ごろ、朝食をとっていた時、突然大津波警報が発令され、間もなく大津波の襲来を受けたものでした。

海水が引き始め、海底が露わになった後に黒い壁となって押し寄せた記憶が鮮明に焼き付いていました。

東日本大震災の時は、地元の商工会議所で確定申告の手続きを行っていた時でした。ものすごい地鳴りと突き上げ、横揺れで、座り込んでしまいました。

目の前の床には亀裂が入り、棚は倒れ、積んであった書類などは踊るように飛び散り、生きた心地がし

なかったことを昨日のように覚えています。

チリ地震大津波の経験から、潮が引いていないことを確かめたのち、自宅に戻り家族の安否を確かめ、近くの7階建ての施設に避難しました。

私が避難して5分ほどしてから、ものすごい轟音とともにどす黒く渦を巻いた水が建物内に押し寄せてきました。走行中の自動車が流され何台も重なって押し込められ、破壊された住宅の瓦礫やゴミなどが凶器となり他の建物を破壊し、街路樹をなぎ倒していく光景を目の当たりにして、愕然としました。

その後、指定避難所へ移るよう伝えられ、津波警報解除後、高台の小学校に移動し、震災前の暖かかった春の兆しが嘘のように、雪が断続的に降り続く寒い中での避難所生活を始めました。

昼は、ヘドロと悪臭の漂う中での1階天井まで浸水した自宅の片づけを行いながら、200人ほどの人たちと2か月間にもわたる避難所生活を続けました。その中に福岡と東京から旅行中に被災された2名の女子大生もいて、知らない街での避難生活が辛かったろうと思いました。その後1週間程度で無事帰郷されたといひ、厳しい生活の中での心温まる思いでした。

観光途中で被災された方々も、元気を取り戻しつつある塩釜・松島に再び訪れていただくことを願っております。

災害は突然襲ってきますが、災害に備えることは普段でもできます。自分はどう逃げるかを考え、1度実際に歩いて、停電時の対応や階段の高さ・幅などを体験しておくことが、初めの一歩です。

【2020年仙台大会に向けて】

いろいろな思いはありますが、一步一步復興に向け前進しておりますので、2020年9月開催予定の仙台大会では、全国の支援をいただいた会員皆様感謝と元気な様子をお届けできるよう「東北の底力」を発揮したいと思っております。全国の皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、12～13頁に掲載しましたように、平成30年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、91,836名となり、前年同期の91,214名に比べて622名の増加となりました。

このような趨勢の中、会員増強に精力的に取り組まれ、大幅な会員増に結び付けた間税会があります。

今回の間税会だよりでは、平成29年度中に大幅な会員増を行った会の中から、5間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

葛飾間税会

東京局間連

1 組織状況等

区分	27.4	28.4	29.4	30.4
会員数	294名	298名	311名	374名

2 組織拡大への取り組み方

葛飾間税会では金子昌男前会長が就任した12年前には約120名だった会員が約3倍になりました。金子前会長が勧誘した副会長などの役員諸氏が商工会議所・ロータリークラブ・ライオンズクラブ・消防署関係団体・警察関係団体等様々な人脈でつながり相乗的に拡大が進みました。

また、平成29年度からは賛助会員を規約で定め、毎年20名を目標に着実に会員増強を進めて行きたいと思えます。

3 従来から実施している主な事業活動等

メイン事業は「税の標語」表彰式で、現在では区内20ある中学校全校より約3,000作品のご応募を頂き表彰式にもすべての学校の校長先生または副校長先生のご臨席を頂いております。

会員交流には力を入れており、4月の観桜会、1月の賀詞交歓会、そして年に2回のゴルフ大会とボウリング大会を開催しております。

その他税務研修会と女性部研修会を開催しております。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

会の活性化の根幹は、「交流と親睦」にあると考えており、更に会員の皆様が有意義で楽しく感じることの出来る事業を進めて行きたいと思えます。

組織拡大についてはたゆまない声掛けを続けて着実に結果を出して行きたいと思えます。

また、これまで副会長がそれぞれ担って来た様々な役割について「次の副会長」を担える常任理事を配置し、新陳代謝が可能な体制の構築を目指したいと思えます。

葛飾間税会 会長 瀧澤 一郎



川口間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	27.4	28.4	29.4	30.4
会員数	420名	420名	430名	588名

2 組織拡大への取り組み方

過去6年程の間、組織拡大実行委員会を組織し、各役員の協力を得て会員増強に努めてまいりました。今年は会長自らが率先して行動することが大切であることを誓いスタートしました。

各金融機関の代表者との懇親会を開催し、支店数等を勘案してそれぞれの金融機関に拡大件数の素案を示し協力して頂きました。

3 従来から実施している主な事業活動等

・新春講演会

毎年税務研修と合わせてアトラクションを行い、新年会を開催し、「税の標語」の優秀作品の表彰式もあわせて行います。

全国の各単会に配布させて頂きました『間税会のうた』も平成28年2月に(ちんどんバンド☆ざくろ)のメンバーをお呼びした時に、先方が『川口間税会のうた』を披露したものを手直しして皆様にお配りしたものです。



・秋の日帰り視察研修会

午前中に視察研修を行い、昼食はおいしい料理と楽しいお酒でゆっくり歓談し、午後は散策するという行程が主です。



- ・年2回のゴルフ大会
- ・研修会

税務を中心に、市長等をお迎えし地域を知ってもらうための研修も折り込み、さらに必ず懇親会をセットで行っています。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

- ・女性部の設立

平成30年5月念願の女性部を設立し、ウーマノミクスにより会の活性化を図る。

- ・新入会員との交流会

入会した会員との交流により会の活動を理解して頂き、会員同志の名刺交換を行い仲間作りをする。

- ・各金融機関と地域ごとの交流会により、会活動の活性化と会員拡大を行う。

川口間税会 会長 小林 政氏

竜ヶ崎間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	27.4	28.4	29.4	30.4
会員数	387名	403名	420名	520名

2 組織拡大への取り組み方

竜ヶ崎間税会は、竜ヶ崎税務署管内の龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、河内町、利根町の計8市町村で構成されております。

組織の充実を図るための最大の名目であります会員増強が例年の課題でありました。

そこで、竜ヶ崎間税会理事会では「会員増強策」の検討を図り、管内地域を5地区に分け（龍ヶ崎支部、取手支部、牛久支部、稲敷支部、守谷支部）、各支部の代表、また支部ごとに5名の増強委員を選出しました。各支部代表を中心とした「会員増強委員会」を支部単位で開催し会員獲得に向けた活動を各委員が一丸となって獲得に努めた結果、過去に例のない純増100名の会員獲得を達成することが出来ました。

3 従来から実施している主な事業活動等

◎「竜ヶ崎間税会会報」の発行、毎年1月に会員へ配布：年間行事・事業活動内容、竜ヶ崎税務署からのお知らせ等を掲載。

◎管内中学生へ「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布

◎毎年8月には、「理事会」「研修会」「納涼会」を同時開催しております。開催地として、取手市の麒麟ビール（株）取手工場および守谷市のアサヒビール（株）茨城工場にて交互に開催しております。両社のビール工場のご厚意により出来立ての美味しいビールを堪能できることもあって多数の会員が参加しており、毎年楽しみにしている行事であります。

◎会員間の親睦を図る事業活動として、竜ヶ崎間税会ゴルフコンペを毎年7月、12月に開催しております。

◎「税を考える週間」時期に、女性部の研修懇親ツアーを開催しております。平成29年度は東京明治座にて「観劇鑑賞」に参加しております。

◎平成28年7月に青年部を発会、青年部会員（20代～40代）が積極的に事業活動に参加し活気のある会に

なっております。

◎「税の標語」の募集：平成29年度より近隣高校の協力により作品募集を実施しました。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

最重点項目である組織拡大を図るために引き続き「会員獲得」に取り組み、毎年実施している事業活動を計画通り実施してまいります。

竜ヶ崎間税会 会長 安達 實



実績発表を行う安達会長

宇都宮間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	27.4	28.4	29.4	30.4
会員数	508名	500名	605名	745名

近年数年間は、会員組織委員会により、会員増強月間の設定をし、年間通じ20名から30名の会員増が行われましたが、総会の案内時期、会費納入の案内の際に、退会者が同数程度あり、微増微減を繰り返していました。

また、会員の老齢化もこれに拍車をかけてきていました。

29年は、中島前会長の指示にのっとり、会長、組織委員長もメンバーに含めた会員増強プロジェクトチームを発足し、純増100名を目標に、他団体の青年部などにも積極的に声掛けし、宇都宮間税会青年部主催の情報交換会や親会の研修会にビジターでの参加を盛んにお願ひし、宇都宮間税会の活動やメンバーと知ってもらえるようにして加入勧奨を進めた結果、140名の純増入会につながりました。

2 組織拡大への取り組み方

平成29年度の実績を踏まえ、そしてまた、今年度は、役員の改選時期に当たり、会長、組織委員長が変更になりました。そして、組織についても一部変更しました。

中島前会長が、組織担当の副会長となり、委員長、副委員長も若返りを図り、若手を中心とした強化特化策を柱とする体制にスライドさせています。本年も純増100名を目標に、他団体の青年部などにも積極的に声掛けし、宇都宮間税会青年部主催の情報交換会や親会の研修会にビジターでの参加の機会を増やし、宇都宮間税会の活動やメンバーと知ってもらえるようにして純増を図っていく予定です。

3 従来から実施している主な事業活動等

まず、「税の標語」については、7月に市内の中学校に間税会のクリアファイルに入れた募集要項を配布。

8月に発行の会報のなかで、宇都宮間税会の全会員に告知募集。9月に回収選考。11月の納税表彰式にて、表彰しています。昨年の全応募数は、2,233作品でした。

9月には、宇都宮間税会・女性部・青年部合同研修会を開催。11月に税を考える週間事業の一環として「消費税完納キャンペーン」を開催しています。2月には、新春税務研修会・賀詞交歓会を開催しています。

中でも特に、11月の「消費税完納キャンペーン」には、宇都宮間税会として、会長、副会長、理事役員をはじめ主担当の青年部、そして、女性部、事業、広報委員会が参加。共催として宇都宮税務署管内納税貯蓄組合の会長及び役員の方々も参加いただきました。

宇都宮税務署からは、署長、副署長、法人課税第一部門、管理運営、広報広聴官などにもご参加をいただき平成29年度は、30名を超える参加で終了できました。目的は、e-Taxの更なる普及、そして、消費税率アップに伴う軽減税率導入における補助金の申請利用の広報などの資料を間税会クリアファイルに入れ、配りながら「消費税の納税は期限内に」と商店及びその周辺の方々に声がけし、協力をお願いすることです。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

来年10月に控えた消費税の税率変更に伴う、軽減税率制度の導入については、間税会としては単一税制導入の観点から反対であるが、これらの導入実施に対しては、納税者の円滑適切な対応が図れるよう広報と研修会の開催実施について、他組織とも協調の中で、推し進め、努力していきます。

また、本年も、「税の標語」について、昨年の実績に少しでも上乗せできるよう、市内の中学校PTAとも連携協力を強めていきます。

最後に、本年も、100名の会員純増を目標に、会員組織委員会、青年部を中心に会員増強を、進めていきます。

宇都宮間税会 会長 田嶋 章夫



実績発表を行う中島前会長

富山間税会

北陸間連

1 組織状況等

区分	27.4	28.4	29.4	30.4
会員数	1,451名	1,502名	1,438名	1,565名

2 組織拡大への取り組み方

昨年6月に20年間という永きに渡って会長を務められた小林前会長からバトンを引き継ぎ、事業活動の最優先課題に「会員増強による組織拡大」を掲げ、役員一丸となり、会員増強活動を行うことで、127名の増強となりました。主な活動は以下のとおりです。

① 毎月定例幹部会を開催し、実施中の施策や会員の異

動状況についての審議

- ② 会員が役員を務める友誼団体へのPRと加入促進
- ③ これまで未実施であった総会議案書、会員増強のチラシ、活動記録等を「全会員」宛てに送付
- ④ 会長が県市や報道機関に赴き、各機関のトップと面談し、富山間税会の活動内容と組織拡大についてのPR
- ⑤ 会報「富山間税会だより」の創刊
- ⑥ 専門委員会の組織を再編成

3 従来から実施している主な事業活動等

- ① 研修会の実施（業種別研修会〔3部会〕、税務研修会）
- ② 講演会の実施（著名人、税務署長、税理士）
- ③ 租税教育用「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル5,000枚を富山市租税教育推進協議会へ贈呈
- ④ 「税の標語」募集活動（応募総数2,230点）

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

従来から実施している事業活動を更に充実させるとともに、会活動を異業種交流の場としても位置付け、全会員向けのゴルフ大会や利き酒会などの新たな活動を行う予定としております。

富山間税会 会長 朝日 重剛



平成30年2月8日 富山税務署長による講演会（聴講222名）

間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成30年4月1日現在の会員数は91,836名（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数91,214名に対し622名の増加となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ますと、東京・関東信越・仙台・北陸・四国・南九州は増加しましたが、他は減少しました。

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じました。平成26年度以降は「会員増強」が全間連の重点施策の一つとされたこともあって、平成27年4月1日以降の会員数は別表2のとおり増加に転じています。

別表 1

局連名	会 員 数		
	平成30年4月1日	平成29年4月1日	増減
	名	名	名
東 京	20,731	20,428	303
関 東 信 越	21,176	20,889	287
大 阪	8	8	0
北 海 道	4,785	4,826	△ 41
仙 台	3,826	3,734	92
東 海	7,702	7,998	△ 296
北 陸	6,050	5,918	132
広 島	8,975	9,019	△ 44
四 国	6,032	5,867	165
福 岡	9,068	9,165	△ 97
南 九 州	3,042	2,916	126
沖 縄	449	454	△ 5
計	91,836	91,214	622
	91,844	91,222	622

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表 2

(単位：名)

区 分	26.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1
会 員 数	87,390	88,929	89,031	91,214	91,836
前年度比	△1,419	1,539	102	2,183	622

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200名未満の会が289会と全体の66%を占めています。

また、1単位会当たりの平均会員数は210名となっています。

別表 3 間税会会員数階層別分布状況

局間連 会員数	東 京	関東信越	北海道	仙 台	東 海	北 陸	広 島	四 国	福 岡	南九州	沖 縄	合 計
100名未満	12 (15)	9 (9)	9 (11)	40 (40)	25 (25)	2 (1)	20 (18)	6 (6)	3 (4)	23 (24)	4 (4)	153 (157)
100名以上	33 (30)	23 (22)	11 (9)	9 (9)	11 (11)	4 (5)	11 (13)	8 (7)	14 (12)	10 (9)	2 (2)	136 (129)
200名以上	16 (16)	9 (9)	7 (7)	3 (3)	4 (4)	3 (3)	8 (8)	4 (4)	5 (6)	1 (1)		60 (61)
300名以上	12 (14)	2 (3)	2 (2)		3 (3)	1 (1)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	1 (1)		35 (38)
400名以上	6 (5)	6 (8)	1 (1)		1 (2)	1	1 (1)	(1)	1 (1)			17 (19)
500名以上	3 (2)	3 (1)			3 (1)	(1)	1 (1)	2 (1)	1			13 (7)
600名以上	1 (1)	2 (4)				2 (2)		(1)	1 (2)			6 (10)
700名以上		2			1 (2)	(1)		1	1 (1)			5 (4)
800名以上		1 (1)				1						2 (1)
900名以上		2 (1)						1 (1)	1 (1)			4 (3)
1,000名以上	1 (1)	4 (5)				1 (1)			1 (1)			7 (8)
計	84	63	30	52	48	15	50	24	31	35	6	438

(注) () 書は前年度

最 高	武蔵野 1,914	大宮 1,242	札幌西 407	いわき 263	松阪 764	富山 1,565	広島西 523	高知 931	小倉 1,190	熊本 320	沖縄中部 177	武蔵野 1,914
最 低	目黒 46	新津 34	富良野 39	登米市 12	飛騨 14	奥越 78	三原 46	脇町 60	対馬 71	竹田・小林 25	八重山・宮古島 0	八重山・宮古島 0
平 均	247	336	160	74	160	403	180	251	293	87	75	210
モデル会	麻布 275	本庄 757	札幌東 222	青森 143	静岡 270	金沢 820	宇部 140	高松 545	福岡 984	中津 282		平均 444

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から54間税会(会員数400人以上)を掲載しました。

会員数ランキング54の局間連別では、①関東信越20、②東京11、③福岡6、④北陸・東海・四国5、⑤北海道・広島1となっています。

別表 4 会員数ランキング

順位	団 体 名	会員数
1	武蔵野(東京)	1,914
2	富山(北陸)	1,565
3	大宮(関東信越)	1,242
4	小倉(福岡)	1,190
5	所沢(関東信越)	1,100
6	越谷(関東信越)	1,096
7	上田(関東信越)	1,043
8	土浦(関東信越)	994
9	福岡(福岡)	984
10	高知(四国)	931

順位	団 体 名	会員数
11	浦和(関東信越)	920
12	古河(関東信越)	829
13	金沢(北陸)	820
14	松阪(東海)	764
15	本庄(関東信越)	757
16	宇都宮(関東信越)	745
17	西福岡(福岡)	716
18	長尾(四国)	703
19	長崎(福岡)	676
20	福井(北陸)	675

順位	団 体 名	会員数
21	小松(北陸)	660
22	長野(関東信越)	645
23	新潟(関東信越)	621
24	佐原(東京)	612
25	川口(関東信越)	588
25	博多(福岡)	588
27	大月(東京)	560
28	岐阜南(東海)	558
29	岐阜北(東海)	553
30	船橋(東京)	552
31	松山(四国)	545
32	高松(四国)	539
33	三条(関東信越)	530
34	広島西(広島)	523
35	竜ヶ崎(関東信越)	520
36	荒川(東京)	518
37	鈴鹿(東海)	508

順位	団 体 名	会員数
38	佐賀(福岡)	499
39	上尾(関東信越)	479
40	東三河(東海)	475
41	山梨(東京)	469
42	高崎(関東信越)	464
43	徳山(四国)	459
44	諏訪(関東信越)	457
45	横浜南(東京)	452
46	松本(関東信越)	451
47	武生(北陸)	440
48	相模原(東京)	428
49	前橋(関東信越)	423
50	春日部(関東信越)	416
51	東金(東京)	407
51	甲府(東京)	407
51	札幌西(北海道)	407
54	渋谷(東京)	402

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「平成30年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を財務省及び国税庁へ提出したほか、自民党が開催したヒアリングにも出席し、同要望書に記載されている主要な事項について説明してきたところです。

全間連では、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性（所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向）の緩和策については、従来から、軽減税率制度には、

- ① その対象選定に合理的基準を見出すことが困難である上、
 - ② 負担軽減額から見れば、むしろ高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないほか、
 - ③ 事業者の事務負担も増加するなど、
- 様々な問題があることから、導入に強く反対するとともに、低所得者対策については「給付付き税額控除制度」で対応するよう求めてきたところです。

しかしながら、来年10月1日から消費税率の10%への再引上げと併せて、「酒類及び外食を除く飲料品」と「新聞」を対象とした軽減税率制度が導入されることが、法律上、確定しました。

また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制や税務執行に関する要望等のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっております。

以上のような観点から、次に掲げる設問事項について、会員の皆様のお考えをお伺いするために、このアンケート調査を行いました。

II 設問事項

1 税率構造と逆進性の緩和策について

逆進性の緩和策については、「軽減税率の導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」がありますが、全間連では、前述したように、軽減税

率制度には様々な問題があることから、消費税率は単一税率とし、逆進性対策については「給付付き税額控除制度」によるよう強く求めてきたところです。

そのような中、来年10月から消費税率の10%への再引上げと、「飲食料品」と「新聞」を対象とした軽減税率制度を導入することが法律上、確定しており、これまで全間連が提言してきた考え方と大きく異なる結果となっております。

そこで全間連としては、来年10月の軽減税率制度の導入時期まで1年半を切ることになりますが、全間連の創設経緯もあって軽減税率制度の導入には強く反対してきていることや、全野党が消費税率10%への再引上げを凍結すべきであると主張していること等を踏まえ、軽減税率制度が実施されるまで反対を訴えていくことが適当であると考えております。

このような理由から、今回のアンケート調査に当たっては、「平成31年度の税制等に関する提言書」の裏付けを得る観点から、前年と同じ調査項目であり煩わしいというご意見もあろうと思いますが、提言書に織り込むことを予定している「軽減税率制度」や「逆進性の緩和策（低所得者対策）」について、会員の皆様がどのように考えておられるのか、また、前回の調査と比べてどのような変化があるのかを調査いたしました。

- 2 上記の設問以外の税制や税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

III 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は11,664枚であり、その回答率は77.8%でした（別表1参照）。

これは、平成29年度の回答数に比べ478枚増加し、回答率も74.6%から77.8%と3.2ポイント増加しました。

IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりです。（別表2参照）。

1 「税率構造」に関すること

- (1) 「①の単一税率に戻すべきである」と回答した者が、前年度の調査結果より若干多い53.0%（前年度49.0%）と過半数を占めているものの、局間連別の割合を見ると、大阪の83.6%から沖縄の36.0%とかなりの開きがあります。
- (2) 男女別で見ても、男性の57.3%（前年度53.6%）の方々が、また、女性の43.8%（前年度39.5%）の方々が、単一税率を望んでおり、男女ともに前年度の調査結果より増加しているものの、女性（21.1%）の場合は、男性（16.1%）に比べて、軽減税率の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。
- (3) 事業者・消費者別で見ても、事業者の58.2%（前年度53.7%）の方々が、また、消費者の39.7%（前年度36.3%）の方々が、単一税率に戻すことを要望しており、両者とも前年度の調査結果より増加しているものの、消費者（25.0%）の場合は、事業者（15.5%）に比べて、軽減税率制度の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。

2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること

- (1) 「①の給付付き税額控除制度により対応すべきである」と回答した者が36.6%（前年度32.8%）と最も多くなっているが、「②の軽減税率の導入で対応すべき」及び「④の特に配慮する必要はない」と回答した割合も、それぞれ全体の約2割を占めています。

別表1 アンケート調査回答率

区分	平成30年			平成29年		
	配付数	回答数	回答率	配付数	回答数	回答率
東 京	3,380	2,158	63.8	3,330	2,107	63.3
関東信越	3,400	3,453	101.6	3,300	3,423	103.7
大 阪	100	61	61.0	100	57	57.0
北海道	780	676	86.7	780	582	74.6
仙 台	600	449	74.8	610	451	73.9
東 海	1,300	1,109	85.3	1,240	1,018	82.1
北 陸	960	687	71.6	1,040	571	54.9
広 島	1,450	851	58.7	1,490	813	54.6
四 国	950	652	68.6	970	609	62.8
福 岡	1,500	1,060	70.7	1,500	1,137	75.8
南九州	480	483	100.6	470	401	85.3
沖 縄	80	25	31.3	80	17	21.3
業 種	20	0	0.0	90	0	0.0
計	15,000	11,664	77.8	15,000	11,186	74.6

- (2) 男女別に見た場合でも、「①の給付付き税額控除制度」を求める割合が最も多くなっているが、女性（30.8%）の割合は男性（39.3%）に比べて8%も低くなっています。

その分、女性の方々が「②の軽減税率の導入で対応すべき（19.5%）」及び「⑤の分からない（21.4%）」と回答した割合は男性に比べて多くなっており、前年度の調査結果とほぼ同様の結果となっています。

- (3) 事業者・消費者別に見た場合でも、「①の給付付き税額控除制度」を求める割合が最も多くなっているが、前年度の調査結果と同様に、消費者の割合（27.5%）は事業者の割合（40.3%）に比べて約13%も低くなっています。

その分消費者の方々が「②の軽減税率の導入で対応すべき（22.8%）」及び「⑤の分からない（19.8%）」と回答した割合は全体の約2割を占める結果となっています。

別表2 消費税等に関するアンケート調査集計結果

	回答数 (人)	割合 (%)
1 税率構造に関すること		
①軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	6,186	53.0
②軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	2,221	19.0
③軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	2,064	17.7
④分からない	1,083	9.3
⑤その他	100	0.9
⑥無回答	10	0.1
2 「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）」に関すること		
①軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	4,267	36.6
②軽減税率の導入により対応すべきである。	2,156	18.5
③対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用により対応すべきである。	1,106	9.5
④消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	2,262	19.4
⑤分からない	1,651	14.2
⑥その他	164	1.4
⑦無回答	58	0.5

常任理事会の開催

去る7月25日（水）午後2時から東京・麹町 弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部 山寺消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第45回通常総会・創立45周年記念式典の開催について
- ② 平成29年度収支計算書（見込額）及び平成30年度収支予算書（案）
- ③ 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画（案）
- ④ 平成29年度以降の全間連の最重点施策について
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑥ 「税の標語」の選考等について
- ⑦ 平成31年度税制及び執行に関する要望（間接税関係）

正副会長会議の開催

去る7月25日（水）常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月14日（木）見学会（国立印刷局 東京工場）と役員会を開催し、第40回青年部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る6月27日（水）霞が関・東海大学校友会館において、役員会を開催し、第37回女性部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

揮発油税中央セミナーの開催

第39回揮発油税中央セミナーは、6月13日（水）午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室 坂部康大諸税第一係長を講師として行われ、128名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界

の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援してくださることになり、去る7月25日（水）に開催された常任理事会の席上において、大東義幸監事から大谷会長に対し、支援金（200万円）が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の応募数やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



大蔵財協からの贈呈

全間連の主な動き（30.5.15～9.11）

5月15日(火)	全間連会報発行第142号	
5月17日(木)	仙台局間連総会出席	仙台
5月25日(金)	広報委員会	事務局
5月28日(月)	広島局間連総会出席	広島
6月7日(木)	北海道間連総会出席	札幌
6月11日(月)	東海間連総会出席	静岡
6月11日(月)	福岡局間連総会出席	福岡
6月13日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月13日(水)	関東信越間連総会出席	さいたま
6月13日(水)	南九州間連総会出席	指宿
6月14日(木)	青年部見学会、役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
6月20日(水)	北陸間連総会出席	金沢
6月25日(月)	東京局間連総会出席	東京
6月26日(火)	全免協総会出席	東京
6月27日(水)	女性部役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
6月29日(金)	税制委員会	事務局
7月3日(火)	企画会議	事務局
7月5日(木)	会務運営委員会	事務局
7月6日(金)	財務委員会（中止）	事務局
7月9日(月)	総務委員会	事務局
7月25日(水)	正副会長会議・常任理事会	東京
8月3日(金)	事務局長会議	事務局
8月20日(月)	企画会議	事務局
9月6日(木)	四国間連総会出席	高松
9月11日(火)	正副会長会議・常任理事会、 第40回青年部・第37回女性部通常総会、 全間連第45回通常総会・ 創立45周年記念式典	東京